

交流事業実施委員会設置規程を次のように定める。

平成16年10月8日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北原保雄

留学生交流事業実施委員会設置規程

(設置)

第1条 組織運営規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第10号）第30条の規定に基づき、機構に留学生交流事業実施委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の役割)

第2条 委員会は、理事長の諮問を受け、帰国外国人留学生の支援及び国際的なセミナー、シンポジウム等の交流事業の実施に係る次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 帰国外国人留学生短期研究制度により受け入れる外国人研究者の選考に関すること。
- (2) その他交流事業の実施に係る専門的・技術的事項

(委員会の組織及び委員の委嘱)

第3条 委員会は、学識経験者及び関係行政機関の職員のうちから、15名以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、理事長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 委員長の任期は、1年とする。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成16年10月8日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成22年規程第32号）

この規程は、平成22年9月30日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和6年規程第2号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。